

## ④ 日本に住む(在留)ための手続き

### 1 在留手続き

日本では在留管理制度で、次のような場合は届出をしなければいけません。

- ・在留資格をもらうとき
- ・再入国の許可をもらいたいとき
- ・資格外活動の許可を取りたいとき
- ・在留期間をのばしたいとき
- ・在留資格が変わったとき、変えるとき
- ・配偶者(結婚相手)について届け出る時

手続きをする時、わからないことがあるときは福岡出入国在留管理局に届け出てください。

### 2 在留カードの再交付申請

紛失(なくしたとき)、盗難(盗まれたとき)、滅失(災害などでここにいったか分からなくなったとき)したときには、福岡出入国在留管理局に在留カードをもう一度もらえるように申し込まなければいけません。

なくしたり、盗まれたことを知った日から14日のうちに届け出ないと いけません。

証明写真(縦:4cm×横:3cm)とパスポートを準備してください。

次のような場合は、ほかにも準備がいきます。

- 紛失(なくしたとき)、盗難(盗まれたとき)の場合

警察署で発行される

「遺失物受理証明書」、「盗難届受理証明書」

- 滅失(災害などでどこにいったかわからなくなったとき)の場合

市役所で発行される「り災証明書」

また、ひどく汚れたり破れたり、傷んだりした場合はできるだけ早く届けてください。

### 3 在留カードを返すこと(返却)について

死亡した場合、日本国籍を取った場合、日本国籍に帰化した場合には、戸籍を届け出て、在留カードはいらなくなります。

いらなくなった在留カードは福岡出入国在留管理局に提出しなければいけません。

わからないことは、福岡出入国在留管理局に聞きましょう。手続き方法はホームページに外国語でも詳しく掲載されています。

福岡出入国在留管理局

☎092-717-5420



ホームページ

また、<sup>がいこくじんざいりゅうそうごう</sup>外国人在留総合インフォメーションセンターでも、  
<sup>がいこくじん</sup>外国人や <sup>にほん</sup>日本に <sup>す</sup>住んでいる <sup>がいこく</sup>外国に <sup>かんけい</sup>関係する <sup>ひと</sup>人たち  
への <sup>にゅうこく</sup>入国や <sup>ざいりゅう</sup>在留についての <sup>てつづ</sup>手続きの <sup>そうだん</sup>相談が  
<sup>えいご</sup>英語のほか <sup>かんこくご</sup>韓国語・<sup>ちゅうごくご</sup>中国語・<sup>ご</sup>スペイン語などで <sup>でき</sup>できます。

<sup>がいこくじんざいりゅうそうごう</sup>外国人在留総合インフォメーションセンター  
☎0570-013904

## ⑤ <sup>けっこん</sup>結婚、<sup>りこん</sup>離婚、<sup>しゅつさん</sup>出産、<sup>しぼう</sup>死亡の<sup>とど</sup>届け

### 1 <sup>けっこん</sup>結婚をする<sup>とき</sup>（<sup>けっこん</sup>婚姻届）

<sup>けっこん</sup>結婚をする<sup>ときは</sup>、<sup>つぎ</sup>次の<sup>しよるい</sup>書類が<sup>ひつよう</sup>必要です。

- (a) <sup>けっこんようけんぐ</sup>結婚要件具備 <sup>しょうめいしょ</sup>証明書（<sup>ほんごく</sup>本国の <sup>せいふきかん</sup>政府機関や <sup>にほん</sup>日本にある  
<sup>じこく</sup>自国の <sup>りょうじかん</sup>領事館などが <sup>はっこう</sup>発行する <sup>もの</sup>もの、<sup>はっこう</sup>発行して <sup>いない</sup>いない <sup>くに</sup>国の  
<sup>ばあい</sup>場合は <sup>しみんか</sup>市民課に <sup>き</sup>聞いてください。）
- (b) <sup>けっこんようけんぐ</sup>結婚要件具備 <sup>しょうめいしょ</sup>証明書（a で <sup>か</sup>書いて <sup>もら</sup>もらった <sup>もの</sup>もの）の <sup>にほんご</sup>日本語  
<sup>やくぶん</sup>訳文（<sup>しよるい</sup>書類の <sup>さいご</sup>最後に、<sup>ほんやく</sup>翻訳した <sup>ひと</sup>人の <sup>じゅうしょ</sup>住所、<sup>しめい</sup>氏名 を <sup>か</sup>書いて、  
<sup>ほんやく</sup>翻訳した <sup>ひと</sup>人の <sup>いんかん</sup>印鑑を <sup>お</sup>押してください。）
- (c) <sup>こくせきしょうめいしょ</sup>国籍証明書（<sup>ぱすぽーと</sup>パスポート等）<sup>およ</sup>及び <sup>やくぶん</sup>その <sup>やくぶん</sup>訳文
- (d) <sup>こんいんとどけでしよ</sup>婚姻届出書（<sup>20</sup>20歳以上の <sup>おと</sup>おとな2名が <sup>めい</sup>証人として <sup>しよめい</sup>署名して、  
<sup>いんかん</sup>印鑑を <sup>お</sup>押さないと <sup>いけ</sup>いけません。）
- (e) <sup>いんかん</sup>印鑑（<sup>しよるい</sup>書類に <sup>いんかん</sup>印鑑を <sup>お</sup>押す <sup>ぶんか</sup>文化が <sup>ない</sup>ない <sup>くに</sup>国の <sup>ひと</sup>人はサインで  
<sup>も</sup>もいいです。）

なお、<sup>くに</sup>国によって <sup>ひつよう</sup>必要な書類が <sup>しよるい</sup>違います <sup>ちが</sup>ので、  
<sup>くわ</sup>詳しいことは <sup>しみんか</sup>市民課に <sup>き</sup>聞いてください。

<sup>おごおりしやくしょ</sup>小郡市役所 <sup>しみんか</sup>市民課  
☎0942-72-2111

## 2 離婚をするとき（離婚届）

日本の法律により、日本で生活している外国籍市民と日本人の配偶者とは離婚することができます。詳しくは市民課に聞いてください。

## 3 子どもが生まれたとき（出生届）

子どもが生まれたときは、生まれた日から14日のうちに出生届を市民課に出してください。生まれた時に両親（結婚している状態であること）の片方が日本国籍を持っている場合は、子どもも日本国籍をもらうことができます。日本国籍をもらえない場合も、出生届を出すことで住民票が作られます。在留資格の申請などの詳しいことは、福岡出入国在留管理局に聞いてください。

福岡出入国在留管理局

福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡 第1 法務総合庁舎

☎092-717-5420

## 4 死亡したとき（死亡届）

日本に住んでいる外国の人が死亡したときは、家族、親戚、友達などの関係者の人が、届出をしてあげてください。届出をする人は死亡した人が死んだことを知った日から7日のうちに死亡届を市民課に出してください。死亡した人の国民健康保険証、印鑑登録証も一緒に出してください。

また、日本人と結婚している外国の人で、結婚相手である

にほんじん が にほん の 国外で 死亡した 場合は、死亡した国の 政府  
機関が 発行した 死亡証明書(日本語訳文が必要)を持って  
市民課で 手続きを してください。

なお、在留カードを 返すこと(返却)については、14ページを 見  
てください。

## 5 届出受理証明書が必要なときは

婚姻届、出生届、離婚届、死亡届などの届出をしたという  
証明書が必要なときは、届け出た市(区町村)役所に申し込  
んでください。証明書ができるまで、届け出してから1週間くらいか  
かります。

結婚・出産・離婚・死亡の届出について

もっと聞きたいときは

おごおりしやくしょ 市民課 ☎0942-72-2111

(本国での手続きについては 大使館・領事館などに聞いてくださ  
い。)